

第3回及び第4回懇談会において関係事業者・団体より
提出された主な意見(主要論点項目別)

平成18年3月28日

総 務 省

1. IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルールの見直しの必要性

(1) IP化の進展に伴う競争環境の変化

ACCESS	<ul style="list-style-type: none"> 電話の時代は垂直統合的に1社でサービスを提供することが必然であり、レイヤーごとに開放することは困難なモデルであったが、90年代後半からの規制緩和・自由化に伴い競争環境は是正され、かつIP時代に入り1社で垂直的に一貫したサービス提供の必然性は薄れつつある。
富士通	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーニーズは「安さ」「速さ」だけでなく、「セキュリティ」「品質」「使い易さ」等、多様化している。 ネットワークのIP化によって実現すべきは、固定・移動、通信・放送、情報家電、ユビキタス等の新たなサービスや市場の創造。
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> IP網への統合でコンテンツホルダーやアプリケーションプロバイダー等の新規参入が加速され、サービス多様化の拡大が期待される。また、設備保有事業者の保有するインフラのオープン化がそのために必須な要素であり、設備保有事業者にとっても事業拡大の大きな機会。
MCF	<ul style="list-style-type: none"> IP化の進展によるユビキタス環境でのビジネス拡大に主要な機能を提供するモバイルビジネスでは、多様なモデルが成立する競争環境が必要。

(2) 競争環境の変化に対応した競争ルール見直しの必要性

【市場支配力の濫用に着目した競争ルールの在り方を議論すべきとの意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的な事業者が排他的な垂直統合型ビジネスモデルを構築することも想定されるため、<u>市場支配力の濫用を防止し公正な競争を促進するとの観点から今後の競争ルールの在り方を議論すべき。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> IP化の進展により、レイヤーをまたがったビジネスモデルの登場が活性化すると想定され、<u>指定電気通信設備を有する事業者による市場支配力拡大等が懸念。</u>こうした行為は、IP化の時代において電気通信事業の公正な競争環境を阻害する可能性があり注意が必要であるが、<u>現行の指定電気通信設備制度においては、指定電気通信設備を有する事業者がこのような電気通信事業分野以外に働きかける行為に対する規制について十分に担保がなされていないのではないか。</u> IP化が進展したとしても従来からのボトルネック設備や市場支配力の有無に着目した検討が必要。 現行の指定電気通信設備に着目した規制体系を、欧州のような市場支配力自体に着目した規制体系に移行させることについても検討すべき。
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループとして見れば、バックボーンやデータセンターのISPへの提供、ISPの関係会社へのグループのもつ莫大な購買力など、ISP市場に大きな影響力を持っていることは事実でありながら、それを抑制する規制の枠組みが現状では弱く、そのことが健全な市場の発展を阻害していることを踏まえ、<u>IP化の進展に伴う規制の見直しにおいて、レイヤーを超えた支配力、隣接市場からの支配力の行使について、十分に考慮すべき。</u>
K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> 本懇談会の議論、ならびに制度設計に当たっては、NTTの固定電話市場で有する独占的な市場支配力が公正競争の確保に悪影響を及ぼさないことを十分に留意すべき。

【その他】	
富士通	・ドミナンスは排除するも原則自由とし、事前の規制は極力すべきではない。
インフォシティ	・自由なイノベーション環境の担保を目的とした競争ルールを検討すべき（自由な技術開発、自由なサービス開発などを阻害する要因を排除すべき）。また、技術革新のメガトレンドを想定した競争ルールを検討すべき（普及促進フェーズと利用増大フェーズでは競争ルールの適用を変化させるべき）。

2. IP化の進展に対応した競争政策の在り方に関する基本的考え方

(1) IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則

ACCESS	・モジュール化構造に変化したIT/電気通信産業において、レイヤー型競争モデルを基本とする競争ルールの検討に賛同。
Jストリーム	・すべてのレイヤーにおいて平等な条件で複数の事業者が参入可能なモデルを構築すべき。

1) 通信レイヤー（物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー）における公正競争の確保

J:COM	・多様なアクセス網（FTTH、HFC、メタル等）があつてこそ適正な競争が行われ、結果として利用者の利便が向上するとの観点から、様々なアクセス網の可能性についても議論すべき。
-------	--

2) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保

【垂直的公正競争の確保が重要との意見】	
ボーダフォン	・物理層、通信サービスレイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに影響を与える可能性について特に検証すべき。
ACCESS	・垂直統合型ビジネスモデルにおいて、あるレイヤーで業界標準を持つプラットフォームプレーヤー（支配的立場にあるプレーヤー）が、補完する各レイヤーの企業に対して支配力を行使することがないよう、常にレイヤーをまたぐポジティブ・スパイラルモデルにおいて公正競争を確保することが重要。
インフォシティ	・電気通信事業者が上位レイヤーに進出する場合の構造規範及び進出した場合の横方向に対する行為規範が必要。
テレサ協	・基本機能・仕様の共通化、各レイヤー機能のオープン化、特にノントラフィックサービス拡大に重要な役割機能を担うサービスプラットフォーム機能のオープン化が重要。 ・垂直統合型ビジネスモデルによるサービス多様化促進の観点から、設備保有事業者のサービスレイヤーを極力共通化し、さらにオープン化（サービス機能、卸料金の設定等）することにより、多様な事業者の参入を促進し、公正な競争条件を担保することが求められる。
富士通	・特定レイヤーでの市場支配力を梃子にして他のレイヤーでの競争を阻害することを防止し、レイヤー間のオープン性を確保すべき。

3) 競争ルールにおける競争中立性・技術中立性の確保

【競争中立性及び技術中立性は引き続き重要との意見】	
KDDI	・ IP化の進展により市場環境は変化しているが、競争ルールの策定にあたっては、 <u>競争中立性や技術中立性といった原理原則をベースとすべき。</u>
ボーダフォン	・ 「 <u>競争中立性</u> 」と「 <u>技術中立性</u> 」を維持することが引き続き必要。

4) 競争ルールの整備を通じた利用者利益の保護

【消費者利益の保護が重要との意見】	
KDDI	・ 公正競争を維持・促進することにより、お客様が事業者選択できる環境をより整備し、お客様ご自身の選択／自己責任を基本に、 <u>競争のセーフガードとして必要な一定の消費者保護策は必要。</u>
ボーダフォン	・ IP化時代の競争ルール策定にあたっては、例えばデジタルデバイドの格差是正や既存網サービス利用者の保護など、 <u>利用者保護の観点も不可欠。</u>

5) 競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保

【競争ルールの定期的な見直しが必要との意見】	
ボーダフォン	・ IP化への移行に伴うルール策定においては、18～24か月毎の <u>定期的なレビューも必要。</u> ・ 現行の指定電気通信設備に着目した規制体系を、欧州のような市場支配力自体に着目した規制体系に移行させることも検討すべき。
【総務省と公正取引委員会との連携についての意見】	
ボーダフォン	・ 総務省や公正取引委員会において早期対応可能となるよう <u>専門部署の設置や人員の確保に加え、両者の連携強化等の対策を講じることを要望。</u> ・ 加えて、事前防止策として、 <u>総務省と公正取引委員会が共同で作成している「電気通信分野における競争の促進に関する指針」において、IP化の進展により発生すると想定される問題行為を追記・明文化することも検討すべき。</u>

(2) 検討に際しての時間軸

【2010年を検討の分岐点とするのは適当との意見】	
KDDI	・ NTTグループをはじめとする各電気通信事業者の次世代ネットワーク構築に向けた取組の方向性やスケジュール等を念頭に置くことは適切。また、u-Japan政策において、「2010年には世界最先端のICT国家として先導する」旨の目標を設定していることを踏まえると、2010年にはIP網への移行が本格化していると考えられることから、 <u>2010年を目処とした検討が適当。</u>

3. 今後の接続政策の在り方

(1) 接続政策に関する基本的視点

【これまでの接続政策に対する評価】	
KDDI	・ 第一種指定電気通信設備制度の下、接続の義務化、約款化、コストに基づいた接続料の設定等は、接続の円滑化に一定の役割を果たしてきたと評価。
【設備競争が成り立つ環境を整備すべきとの意見】	
NTT	・ IPネットワークや多様なブロードバンドアクセスの構築を競争下で促進するために、設備構築事業者に設備投資に対するフェアリターンが確保できる仕組みが必要。
富士通	・ 設備・保守・運用コスト等を踏まえ中長期的に投資が回収が可能な、 <u>原則はインフラだけでも成り立つビジネスモデルを追求すべき。</u>
ACCESS	・ 設備面での競争は、 <u>投資意欲の維持の観点から、新規設備の全面的な開放は実行すべきでなく、開放期限の設定等投資見合いの保護を担保する必要。</u>
【NTT東西と接続事業者の同等性についての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱・管路等の線路敷設基盤を有する東京電力やケイ・オプティコム等の電力系事業者は、自ら光ファイバを敷設してFTTHサービスを提供。また、電柱・管路等の線路敷設基盤は、既に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき開放されており、現に、J:COM等のCATV事業者は、電柱・管路等の線路敷設基盤を保有していないにもかかわらず、自前でケーブルを構築している。更には、新たな電柱添架ポイントの開放、電柱添架手続きの簡素化等も実施することとしており、競争事業者が光ファイバを自ら敷設できる環境は更に改善されると考えられる。 ・ NTT東西は、電柱・管路等の線路敷設基盤やコロケーションの開放に加え、光ファイバ等の設備についても、手続き面を含め、徹底したオープン化を実施しており、<u>NTT東西と競争事業者とのイコールフットイング性は、光ファイバ設備の自前構築/NTT東西の光ファイバ設備利用の両面で既に確保されていると考えている。</u> ・ むしろ、<u>競争事業者は、自前で設備構築することが可能な中で、設備投資リスクを負うことなしに、NTT東西から現実のコスト以下の料分で光ファイバを借りることができるため、NTT東西よりも競争上有利な立場にあると考える。</u>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>NTT東西の設備利用部門が設備管理部門に対して他事業者と競争上、同等の立場にあることが相互接続制度の根幹。</u> ・ <u>NTT東西の設備管理部門が、設備利用部門のみの需要に応じて設備構築する場合、設備利用部門が一時金を支払っている事実はないと認識。他事業者も接続料を支払うことによって建設コストを応分に負担。</u> ・ <u>設備管理部門と設備利用部門を切り分けて議論することが必要。</u>
ソフトバンク	・ (光配線区域の情報に関し、) <u>NTT東西の利用部門が利用していないことが、NTT東西の指定電気通信設備管理部門が同設備の利用部門と同一の事業体であることに起因しているのか、そうであれば、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性確保の観点から問題となり得ることから、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性の確保について、改めて検証すべき。</u>
【その他】	
KDDI	・ <u>電気通信事業者にとって物理網レイヤーでの他社設備への依存は、サービス展開等における大きな制約。自ら設備構築し、事業展開す</u>

	る設備競争が理想であり、競争施策上の本来の在り方。一方、何らかの事情により設備競争が事実上困難である市場においては、既存設備を開放し、サービス競争を促進することが市場活性化のために必要。
ボーダフォン	・設備競争とサービス競争の違いを過度に意識することなく、総体的に競争を促進することが必要。
ACCESS	・(事業者のみならず) エンドユーザの立場からも電気通信事業は垂直統合型で一気通貫(トリプルプレイやFMC)を望むことから、通信事業者の設備競争ではなくサービス競争面での公正さを監視する必要がある。

(2) 指定電気通信設備制度の在り方

1) 指定電気通信設備制度の枠組み

【NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供を念頭に置いた連携についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・市場支配的な事業者間の強固な連携はグループ内外の競争を排除し、結果としてお客様利便の低下につながることから、<u>支配的事業者間のFMCサービス提供(各社サービスを一体化したバンドルサービスやセット割引を含む。)</u>は禁止すべき。 ・NTTのバンドルサービスやセット割引の提供は、持株会社制の廃止を含め、厳格な公正競争条件の確保を前提にすべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信設備を有する事業者が自社内又は他の電気通信事業者とFMC等の統合サービスを提供する場合に備え、<u>公正競争を確保するための厳格な条件整備が必要。</u> ・FMCサービスの提供に関してドミナンス(ジョイントドミナンスを含む。)の問題を発生させないためには、<u>ネットワークのオープン性の確保のみでは不十分。</u> ・<u>関連会社間や関連部門間の営業面における厳格なファイアウォールの設置、相互補助の防止措置、セット販売に関する他事業者の公平な取扱いに関する条件整備等の措置</u>を講じなければ公正競争は確保されない。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> ・移動体通信と固定通信の双方を自社/グループ内で保有する事業者がFMCを推進するに当たり、自グループだけでビジネスを完結することは、参入障壁になりえ、好ましくない。したがって、FMCに関する公正な接続ルールの個別策定が必須。
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・各々のネットワークをオープンにしていれば、いわゆるジョイントドミナンスの問題は生じないものとする。 ・NTTは、固定・移動のネットワークのオープン性を維持しつつFMCを実現していく考えであり、<u>NTTの固定・移動間のFMCだけができないとするのは、明らかにお客様の利便性を損ねる。</u>諸外国でも、ドミナント事業者間でのFMCサービスを禁止しているところはない。
【NTTグループ各社間の公正競争確保のための要件の今日的意義と有効性についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで公正競争確保のため、①ドコモ分離(平成4年4月)、②NTT再編成(平成11年7月)、③閣議決定(平成17年3月)、④業務範囲拡大に関するガイドライン(平成13年12月)等の措置が採られてきたが、<u>これらのルールが遵守されているか否かの検証が不十分。</u>情報公開/透明性担保を前提に、行政が毎年度継続的に事業者の意見を聞きつつ検証すべき。 ・NTTグループによる経営効率化のための重複事業一本化については、NTTが純粋な民間企業であれば経営判断の問題であるが、特殊会社・市場支配的事業者であり、公正競争上のルールに則り事業展開を行うのは当然。 ・NTTグループの重複事業一本化は、<u>グループ内競争の否定であり、従来の競争政策に逆行。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ N T Tグループの中期経営戦略は、独占的市場支配力を更に強化し、競争を排除しようとするものであり、健全な競争が機能しなくなり、結果的にお客様利便の低下をもたらす。
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場集中の問題 N T Tグループは、通信市場通信市場全体において約7割のシェアを占めており、また地域電話市場、長距離電話市場、携帯電話市場など主要な市場においても高いシェアを占めている。市場での高シェアからくる公正競争上の懸念として以下のようなものが挙げられる。 ①統一ブランドの力による新規参入事業者の排除 ②隣接市場（上位レイヤーや放送など）への支配力行使の懸念 ③グループ購買力を背景とした不公正取引の可能性 ④グループ内取引の優遇による他事業者の排除 ⑤技術競争の抑圧 以上の点からくる公正競争上の課題については、<u>ボトルネック設備の問題とは別に議論をする必要がある。</u> ・ 市場画定について 市場集中の弊害について議論をする場合、市場をどの範囲で画定するかが問題になるが、上記のような問題は個々のサービスにより限定した市場の範囲を超えて、影響を及ぼす。また、N T Tがグループとしての求心力を追求しており、またI P化やF M Cなどの技術革新はこれまで存在した市場の境界線が消滅していく傾向を示唆しており、細かく画定した市場での議論では、市場集中の真の問題点が捉えられない懸念がある。よって、<u>市場集中の問題を議論する際には、市場をなるべく広く画定し、そこにおいて市場支配力（S M P）が行使されていないか、検証する必要がある。</u> ・ 市場集中に対する措置 N T Tグループ高シェアについては、中長期的には構造的な措置により是正されるべきと考えるが、その方法については、多くのパターンが考えられるため、そのメリットとデメリットを深く検討したうえで実施をするべきであるとする。しかしながら、以下の措置については早急に実施すべき。 ①人事交流の禁止 ②研究開発体制の見直し ③グループ外とグループ内の取引条件の同等性確保の厳格化
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>N T T東西の活用業務への進出の認可</u>については、N T T東西が地域通信市場において依然として圧倒的な市場シェアを有していることなどから、<u>基本的に認可されるべきではない</u>。仮に活用業務認可制度を継続するのであれば、中長期的な市場への影響等をより十分に分析した上でなされるよう認可基準を見直すべき。
K-O P T	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の競争ルールを論じる前に、<u>まずは現行のルールが機能しているのか検証が必要</u>。特に、現行運用されている「東西N T Tの業務拡大に関する公正競争ルールのガイドライン」に関して、その遵守をお願いしたい。 ・ N T Tは、活用業務のガイドラインを遵守すべき。さらに、I P化時代の新たな競争ルールも視野に、<u>N T T法やガイドライン等のル</u>

	<p><u>ールが確実に遵守されていることが担保される仕組みを設けることが必要</u>（ガイドラインの法制化、モニタリングの仕組みを設ける等。）</p>
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年11月発表の「中期経営戦略の推進」においても、「<u>グループ各社は独立した経営単位であり、それぞれの事業運営は各社の自主的かつ独立した経営判断により行われており、また持株会社は各社の自主性を最大限尊重した運営に配慮している</u>」との基本姿勢は変更していない。 ・ NTTの再編後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコムとの間のルールを遵守している。 ・ NTT東西においては、①本社や支店等において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置、②他事業者情報へのアクセス規制、③接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に使用することがないように通達、マニュアル等により指導徹底するなどの取組を実施。 ・ NTT東西は、活用業務に関する公正競争ガイドラインに基づき、公正競争上必要な各種措置を講じている。また、<u>当該措置の実施状況等については、定期的（毎年9月末）に総務大臣に報告しているところであり、その遵守状況等は適切にモニタリングされている。</u>このように、<u>現行ガイドラインは、モニタリング機能を含めて十分に機能しており、その法制化や新たなモニタリングの仕組みを設けるといった措置を講じる必要はない。</u> ・ 不当な内部相互補助の防止の観点から、活用業務収支の算定に当たっては、電気通信事業会計規則の規定に準じて適正にコスト配賦を行っているが、<u>総務大臣に報告している資料のうち、活用収支状況の算定に必要な情報の中には、NTT東西の経営上の秘密に該当するものが含まれていることから、広く公開することは適当ではない。</u>
【特定関係事業者制度、行為規制等についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボトルネック設備を保有する事業者の支配力濫用を防止する観点から、特定関係事業者制度を拡充すべき。 ・ 現行法の範囲での拡充策は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一種指定事業者の特定関係事業者の範囲を、<u>現在のNTTコムだけでなく、ドコモ、データ等、NTTグループの電気通信事業者全てに拡張すべき。</u> ② 特定関係事業者制度に関する一種指定事業者からの報告（電気通信事業法31条4項）を公表し、透明性を確保すべき。 ・ 法改正を含めた拡充策は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一種指定事業者の特定関係（事業）者の範囲を、<u>NTT持株会社にも拡張すべき。</u> ② 対象となる禁止行為については、<u>現在規定されている現職の役員兼任等のみならず、ヒト・モノ・カネ・情報の分離の徹底を図るべき</u>（現職役員だけでなく過去一定期間在職歴のある役員の就任、バンドルサービス／セット割引の提供、共同営業／顧客情報利用、グループ外企業への共同出資 等）。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP化の進展により、新たなビジネスモデルの登場やサービスの融合が進展すると考えられる。こうした環境変化に応じた指定電気通信設備制度に関する行為規制の在り方について見直しを行うべき。 ・ 例えば、<u>指定電気通信設備を有する事業者がコンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤーにおいて優位な地位にある事業者に対して出資又は業務提携を行うことを禁止したり、上位レイヤーにおけるサービス提供を行う場合には、レイヤー間の機能のオープン性を確保させたり、レイヤー間の各種ファイアウォールの設置を義務付ける等の対応が必要。</u>

【NTT東西とその子会社等の連携についての意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備を所有する事業者において、<u>自社内の関係部門もしくは自社グループ内の事業者と、他の接続事業者との取扱いを公平にすることは最低限の条件。</u>また、指定電気通信設備を有する事業者が行う統合サービスの営業においては、特定の事業者のみを優遇することのないよう当該事業者において厳格なファイアーウォールを設定するなどの処置も必要。
J : COM	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループについては、<u>子会社／関連会社の事業及びそれらの取引に関する法制度の見直しが必要。</u>
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> 特にアクセスレイヤーにおける支配的事業者（SMP）に対しては、<u>持株会社下のグループ企業全体の視点でルールを考える必要がある。</u>
【NTT東西のアクセス網分離、資本分離等についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西からアクセス部分を機能分離し、（指定設備）管理部門からみて（指定設備）利用部門と接続事業者の同等性確保を徹底すべき。 B Tは、卸売部門のアクセス管理機能を切り出し、<u>独自ブランドを持つ独立性の高い組織としてアクセスサービス部門を設置し（社内機能分離）、加入者回線等のアクセスサービスを自社の小売部門と他社に対して同一条件で提供。</u> 日本は、ボトルネック設備を保有する事業者自らが、保有しない競争相手と争う構図。アクセス分離によりボトルネックを設備利用面と営業面での同等性を確保しなければ、健全な競争は実現しない。 資本分離とアクセス分離の双方を即時に行うのが最も効果的であるが、それぞれの措置の合目的性、実現容易性の判断で、必ずしも同時でなくても、随時速やかに実施すべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国の事例を参考に、<u>NTTグループにおける資本分離や構造分離を実行すべき。</u> シームレス化、融合化に対するユーザーズに伝えるという目的から直ちにグループ経営の維持が必要ということにはならない。<u>問題の本質は、グループ経営の維持による公正競争の阻害や市場支配力の強化であり、現状においては真に公正な競争環境の実現のために資本分離等の措置が必要。</u>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西が保有する端末系伝送路設備に付随する局内設備と線路設備（ケーブル、管路、とう道、電柱等）を保有するユニバーサル回線会社の設置を提案。このユニバーサル回線会社は全世帯への光アクセス回線の提供義務を負う。なお、光ファイバの回線利用料は690円で提供可。 ⇒ユニバーサルサービス会社の要件 <ul style="list-style-type: none"> 完全なイコールフットイング（公正な競争） ユニバーサルサービス義務 民間企業として運用（政府保証債による資金調達） NTTは諸外国の事例を取りあげて、諸外国において構造分離の実例がないと結論づけているが、いずれも都合のよいところだけを引用した主張であり、ミスリーディング。 例えば、イギリスの事例に関しては、<u>オフコムは垂直統合の消費者便益を認めたものの、アクセス部分の競争促進のためにはアクセス部分の分離が必要と結論づけている。</u>実際にこれを受け、2006年1月1日にはOpenreachが発足し、ブランドも含む厳格な分離を行っ

	<p>ており、NTTの意見は、オフコム¹の結論の一部を引用したものであり、ミスリーディング。また、アメリカに関しては、1984年にAT&T分割（資本分離）を実施している。</p>
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> ・特にアクセスレイヤーにおける支配的事業者（SMP）に対しては、その優位性を持って他の事業者との公正な競争を阻害しないよう下記のようなルール作りが必要であると考え。同時に、SMPのみならず、持株会社下のグループ企業全体の視点でルールを考える必要がある。 ・<u>アクセス提供部門を機能分離し、自グループ企業と他事業者への提供条件を同等にする。</u> ・<u>各レイヤーの他事業者への卸条件を、自グループの小売部門に提供される条件と同等とする。</u> ・グループとしての企業規模と利益規模、およびブランド力を配慮した広告規制のあり方の検討を希望する。 ・次世代ネットワークとの相互接続に依存する他事業者が競争上不利を被ることのないよう、次世代ネットワークのオープン化を決定するプロセス（設計・調達・設置）をルール化し規制対象とする。
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・各社からのプレゼンテーションでアクセス設備がボトルネックとなり競争を阻害している、もしくは将来的に阻害する可能性が高いことについては多くの意見が出され、ほぼコンセンサスができていていると考える。この問題を解決することが、今後の通信市場の発展にとって、重要な課題であることについては弊社も賛同。 ・ただし、その解決のための措置については、<u>NTTが設備投資のインセンティブを高めることにより設備競争を促進する案と、ボトルネック設備を資本分離し、他事業者がすべて同一条件で利用可能としサービス競争を促進する案とが出ているが、どちらもデメリットが大きい。</u>現在行われているボトルネック設備のオープン化施策は、両案の中間解と位置づけられると考えるが、その強化もしくは抜本的な改正を視野に入れた問題解決の検討は行われていないと認識。<u>構造的分離による抜本的な改革も検討しつつも、現状ルールの見直しによる中間解の可能性についても是非検討の視野に入れるべき。</u> ・現状のオープン化施策は以下の点において不十分であり、改善する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①設備管理部門と設備利用部門とが組織的に完全分離されていないため、116窓口問題や、他事業者との手続きの不同等性の問題などが根本的に解決されない。 ②組織・設備などが管理部門と利用部門と完全に分離されていないため、不透明な基準により費用が配賦される懸念。 ③独占的なサービスと競争的なサービスなどの会計の分離、あるいはサービス毎の収支のデータが開示されていないため、内部相互補助や略奪的な価格設定が行われてないかの検証が困難である。
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・英国ではLLUでの競争が進展しない状況を改善するためにBTが社内に独立性のあるアクセス事業部を新設したもののだが、日本では、既にネットワークのオープン化、会計分離等の措置がとられた結果、アクセス回線の開放による競争が英国に比べて大きく進展しており、現在とられている以上の措置は不必要。 ・アクセス分離については、<u>他事業者は自ら光ファイバ等のブロードバンドアクセス設備を構築することも、NTT東西の光ファイバを利用することもいずれも可能であり、また、アクセス分離によりブロードバンドインフラの円滑な構築やサービスの安定的提供を損なうおそれが大きいことから、実施すべきでない</u>と考える。 ・NTTとしては、現行法の枠内でIP化の進展に伴うシームレス化・融合化するユーザニーズに応じていくにはグループ経営の維持が

	必要であると考えており、NTTの資本分離は行うべきではないと考える。
【その他】	
J : COM	<ul style="list-style-type: none"> ・独占的なインフラを保有する事業者の参入により、放送事業の公正競争が阻害されないためのルール作りが必要。 ・対応策としては、放送事業の公正競争の確保を目的としたドミナント規制であり、関連法等の改正によって通信・電力事業での独占的なインフラを有する事業者（その支配下の関連会社も含む。）の支配的参入を制限するための出資規制等を行うことが必要。

2) 指定電気通信設備の指定基準

【第一種指定電気通信設備制度についての意見：光ファイバ回線とメタル回線の区別の意義について】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の観点から、加入者光ファイバはメタル回線と区別し、指定電気通信設備の対象から除外するよう要望。 <ol style="list-style-type: none"> ①加入者光ファイバはメタル回線と異なり、NTT東西も多大な設備投資負担の下、新たに敷設。 ②現に電力系事業者は自ら加入者光ファイバを敷設して、加入者光ファイバの回線数も相当数保有し、NTT東西と熾烈な設備競争を展開。 ③電柱等線路敷設基盤は、既に「ガイドライン」に基づき開放され、現にCATV事業者・電力系事業者は相当量を自前敷設している等、他事業者が加入者回線を自前敷設できる環境は既に十分整っている。 ④更には、新たな電柱添架ポイントの開放、電柱添架手続きの簡素化等も実施予定であり、少なくとも架空配線区間はNTT東西と他事業者が同等条件で加入者回線を敷設可能。 ・現行のシェア基準値（50%）による規制は、シェアが拮抗する場合でも事業者間に規制上の大きな差が生じる枠組みであるため、一定以上のシェアの事業者に対し規制の同等性を確保するよう見直しが必要。 ・電力系事業者と提携事業者との間の取引条件等や電力系事業者と親会社である電力会社との間の取引条件等について公表等を求める等の措置をとるべき。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・光回線とメタル回線の総計をもって各都道府県毎にシェア（占有率）を算定する現行制度は適当。 ・NTT東西の加入者光回線は、以下の性格を有しており、光とメタルは一体に捉えて議論することが必要。 <ol style="list-style-type: none"> ①お客様から見ればメタル回線と同じサービスの提供を受ける固定系端末回線 ②メタル回線のリプレース ③メタル回線と同じ独占時代から構築した線路基盤を活用 国民全体から集めた膨大な資金で構築されたNTT東西の既存メタル回線の線路敷設基盤を、他事業者が新たに構築することは非現実的で、まずは線路敷設基盤の完全開放が必要。
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信設備規制は、設備のボトルネック性に着目した規制であり、DSLとFTTHがサービスとして代替性が高いかどうかということと、加入者光ファイバのボトルネック性の有無とは、直接関係しないと考える。 ・NTT東西の光ファイバ利用に関して競争上平等でないとの他事業者の主張の大半は、利用可能なNTT東西の光ファイバ設備が存在しないケースに他事業者の要求に応じて光ファイバを新たに設置することを要求するものであるが、オープン化の義務はあくまで現に

	利用可能な光ファイバに対するものと考えている。
【第二種指定電気通信設備制度についての意見：閾値について】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第二種指定電気通信設備の現行指定基準（25%）を撤回し、50%に一本化すべき。</u> ⇒公正競争の確保の観点から必要なルールとして、一定領域での占有率を用いる場合、市場支配力の濫用による競争排除を防止するための一般的ルールに用いられる基準（＝独占禁止法上の「独占的状态」）である50%との整合性をとるべき。 ・ 諸外国の動向についても参考にすべき。 ⇒現行基準（25%）の制定当時の議論において参考にされたEUにおいては、事前規制の対象となる「重大な市場支配力（SMP：Significant Market Power）」を有する事業者の認定基準を既に見直し済み。 ・ 第二種指定事業者に適用するルールについては、<u>閾値の引上げに伴い、市場支配力の弊害を除去し公正競争を実現するという目的のため、規制の内容を変更することもあり得る。</u> ・ ルール変更の検討にあたっては、近年の電波開放が進んでいる実態や、<u>同一ブランドで全国を提供する携帯会社グループは同一会社とみなすこと</u>を含め、競争の実態を適切に反映すべき。

3) 第一種指定電気通信設備の対象範囲

【現行の指定範囲についての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ボトルネック設備規制の範囲</u>については、各事業者が（アクセスを自前または他事業者の設備を利用して）IPベースのブロードバンドネットワークを自前で構築している実態を踏まえて、<u>真にボトルネック性のある設備に限定すべき。</u> ・ NTT東西の加入者光ファイバを指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、以下の事項については、現在の競争の実態等を踏まえ、早急な見直しを要望。 <ul style="list-style-type: none"> ①き線点以下の架空配線区間については、指定電気通信設備の対象から除外。 ②NTT東西の加入者光ファイバの回線数シェアが50%を下回っている地域では、指定電気通信設備の対象から除外。 ③競争の実態が反映できるよう、都道府県単位ではなく、より細かい単位でシェアを把握する仕組みに見直し。 ・ ①地域IP網、②メガデータネット等のデータ通信網、③メディアコンバータ、DSLAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバ等の設備については、規制対象から除外することを要望。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西は、独占時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤（ボトルネック）を保有し、IP時代も優先的に使用できる。一方、他事業者が同規模の線路敷設基盤を自前で構築することは困難であり、また、複数事業者による光ファイバの各家庭への重複敷設は、国民経済的に不合理な面もある。 ・ 光ファイバの利用の面で、NTT東西利用部門と接続事業者の間の真の同等性を確保すべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定電気通信設備制度は引き続き必要。現在指定を受けている指定電気通信設備は、当面の間引き続き指定の対象とすべき。
【IP網への移行に対応した見直しの方向性についての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①次世代ネットワークは現在の電話網をIP化するものではなく、電話網とは別のネットワークとして新たに構築していくものであり、

	かつ、他社IPネットワークと接続する形態は独立したネットワーク同士の対等な接続になると想定されること、②諸外国においてもIP網にアンバンドル提供義務を課している例はなく、IP網間の接続は事業者間のビジネスベースでの取引に委ねられていることから、NTTの次世代ネットワークを指定電気通信設備の対象とするべきではない。
KDDI	・NTT東西のIP網を第一種指定電気通信設備の対象とし、接続条件の約款化が必須。指定の範囲を物理レイヤー、通信サービスレイヤーの設備・機能に限定せず、上位レイヤーもサービス毎に競争状況を評価し、指定範囲に加える必要あり。
ボーダフォン	・IP網における新たな電気通信設備についても、ボトルネック性の検証を十分に行うべき。
【競争評価との連携についての意見】	
KDDI	・公正な競争が有効に機能しているかを判断する競争評価の手法と十分な連携をとり、市場支配力の濫用を排除し、接続の円滑化による公正競争の促進を実現すべく、市場支配力の影響について統一的な観点で検討を進めるべき。この際、日本の事情を踏まえつつ、EUの事例やBTのアクセス部門の機能分離等、諸外国の事例等を参考とすることは有益。
J:COM	・競争評価の結果に基づくドミナント規制や関連法令の改正が必要。
【コロケーションルールについての意見】(注：3(1) NTT東西と接続事業者の同等性についての意見も参照)	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・コロケーションについては、その利用条件・利用手続等を接続約款に規定し、利用部門と他社が同等に利用できる環境を整えている。NTT東西も、DSLAMやひかり電話のルータ等を自らの局舎に設置するときは、約款に基づき利用部門は管理部門に対して他社と同等の手続きを行っている。 ・線路敷設基盤やコロケーションリソースについては、既に徹底したオープン化を実施し、その料金も個別にコスト計算してアンバンドル・公表しており、これ以上の措置は不要。むしろ、現状においても「コロケーションリソースの無効保留」がルールの隙間をつく形で多発しているため、実態に合わせたルールの見直しが必要。 ・NTT東西が、ボトルネック性があるとして指定電気通信設備とされている装置を自らの局舎に優先的に設置することは当然のこと。 ・コロケーションリソースに空きがない場合に他社からの要請に基づき増設までして貸し出す義務は負っていない。 ・現行のコロケーションルールの整備にあたっては、接続事業者の自前電力設備の火災事故の発生に鑑み、危機管理への配慮も必要。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の局舎等コロケーションリソース全てを一種指定設備として明確に位置付けてアンバンドルの対象とし、会計や増設ルール等を整備するだけでなく、速やかにアクセス部門を分離することで、将来にわたる継続的な公平性確保を徹底すべき。 ・(光ファイバだけでなく)コロケーション利用の面で、NTT東西利用部門と接続事業者との真の同等性を実現すべき(線路敷設基盤、局舎設備等の指定設備化)。 ・「コロケーションリソースの無効保留」に関し、接続事業者に対するコロケーションのルールは、「空いていれば貸す、空いていなければ断る」であり、接続事業者にとって、限られたリソースを奪い合い、行き過ぎた予約という形で表面化する。他方、NTT東西の利用部門は断られることはなく、自らの計画で増設することができる。これでは公正競争が進展しない。 ・当社では、NTT東西の複数の局舎をリング状に結ぶ網構成とするため、リングを構成する設備のいずれかが不足する場合、設置可能である旨の回答を受けたリソースについてキャンセルすることがある。 ・受発電設備の費用に関しては、設置申込後にキャンセルする場合、違約金が発生するルールとなっているが、スペースの費用負担に関

	<p>しても、情報、手続、増設等に関しNTT東西の利用部門との同等性が確保されることを前提に、負担開始時期と金額について、合理的な範囲内で再検討してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保留期間中に他社の利用を遅らせているケースがあれば、該当ケースを通知するスキームを導入する等により認識可能となれば、当社としても設置申込判断を更に急ぐ等の対応をしたい。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ダークファイバの利用、コロケーション（電源）、電柱利用について、NTT東西と他事業者では非対称性がある。 ・自社電柱に関しては利用手続が社内手続として省略できるのはNTTの特権であり、他社とNTTにおいて同様な手続が行われているとはいえない。 ・NTTが電力柱を利用する際の手続のスキームを公表し、実際に他社とNTTが同等の手続を行っているかどうかを検証すべき。 ・現状のルールにおいては、NTTの主張するようにNTT東西は自らの装置を他事業者に優先して設置することができる。これはまさに、NTTと接続事業者ではサービスを提供するためのベースとなる設備設置条件が公平でないことを示しており、当社がNTTの垂直分離を提言する理由である。

(3) NTT東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方

【次世代ネットワークの構築は各事業者の自由とすべきとの意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・IP技術等によるサービス提供の柔軟性を活かし、融合化するサービスニーズに対応するために、<u>サービスの具体的展開は原則、各事業者の自由にすべき。</u> ・IP化の進展に伴いシームレス化・融合化するユーザニーズに依っていくためには通信事業者にとってネットワークのシームレス化を図っていくことが不可欠。<u>NTTとしては、現行法の下でグループ各社のリソースの有効活用を図りつつ、効率的な次世代ネットワークを早期に構築していくこととしており、グループ経営の維持は必須。</u> ・その際、<u>国内外の他キャリア・CATV事業者・ISP事業者とのコネクティビティを確保したオープンなネットワークを構築することにより公正競争条件を確保していく考え。</u> ・<u>2006年下期にフィールドトライアルを開始する予定であるが、本年3月末に概要（実施エリア等）を公表するとともに、トライアルに先立ち、相互接続条件の開示や端末／アプリケーションレイヤーとのインターフェースの提示を行う予定。</u> ・ただし、以下の観点から、<u>NTTの次世代ネットワークを指定電気通信設備の対象とすべきではない。</u> <ol style="list-style-type: none"> ①次世代ネットワークは、現在の電話網をIP化するものではなく、電話網とは別のネットワークとして新たに構築していくものであり、かつ、そのネットワークを他社IPネットワークと接続する形態は、独立したネットワーク同士の対等な接続になると想定されること。 ②諸外国の例を見ても、IP網にアンバンドル提供義務を課している例はなく、IP網間の接続は、事業者間のビジネスベースでの取引に委ねられていること。 ・今後、IPネットワーク間の接続を円滑に実現するため、<u>事業者間の協議内容等も踏まえつつ、具体的な接続条件や接続ポイント等を決定していきたい。</u>

【NTT東西とNTTドコモによる次世代ネットワークの構築は認めるべきでないとの意見】	
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西とNTTドコモによる次世代ネットワーク構築は認めるべきでない。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループの中期経営戦略で示された次世代ネットワークは、以下の点で問題。 <ol style="list-style-type: none"> ① 支配的事業者であるNTT東・西及びNTTドコモによる一体的な設備構築は、NTTドコモ分離、NTT再編成の趣旨を反故にする。 ② ネットワーク設計段階及び構築後の接続条件に係るグループ内外同等性が担保されていないため、オープンドアを謳いつつもグループ外事業者には接続ポイント、接続料、接続期間が不明。 ③ グループ外事業者は、接続約款化以前と同様の、支配的事業者との個別／密室協議を強いられる。 ・NTTグループ各社が次世代ネットワークをそれぞれ構築するにあたり、渾然一体の不透明なネットワークとならないよう、<u>技術条件・取引条件面でのグループ内外の同等性担保が不可欠。</u> ・網設計段階及び接続時の内外同等性を担保するには、<u>独立した事業体であるNTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ各々の網間接続条件（手続を含む）を他事業者と同等にすべき。</u> ・IP化の進展／融合等、技術的理由により1社で構築するなら、NTTコミュニケーションズがアクセスを除き固定網設備の全てを担うべき。
【NTT東西の次世代ネットワークとの相互接続性の確保等を重視する意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループは、<u>次世代ネットワーク構築にあたって計画の詳細や技術仕様に関する情報を早期に公開し、他事業者もフィールドトライアルに公平な条件で参加できるようにすべき。</u> ・しかし、フィールドトライアル実施予定時期まで1年を切った現在においても接続条件等に関する具体的な情報が何ら開示されておらず、設備構築等の準備期間等を考慮すると、<u>実質的にNTTと全く対等な立場で接続事業者がフィールドトライアルに参加することは極めて困難な状況になりつつある。</u>このままでは、<u>次世代ネットワークへの取組において市場支配力を有するNTTのみが先行することとなり、他事業者との公正な競争環境が整備されないまま、次世代ネットワークの構築が開始されることとなる可能性がある。</u> ・次世代ネットワーク構築に向け、円滑な相互接続性の確保のため、<u>技術仕様の標準化及び運用面における最低限のルール化が必要。</u> ・英国におけるNGN移行の取組を参考に、公平な環境整備を実現する上で、総務省に必要な対処を要望。
K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループの構築する次世代ネットワークは強い支配力を有する可能性がある。公正な競争を確保するためにも、それが他社に排他的な独自網とならないよう、<u>NTT東西・NTTドコモの網は分離した上で、かつ、それぞれの網との接続の同等性（接続条件を他事業者含めて共同で策定する等）を確保すべき。</u>
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTが構築する次世代ネットワークとの接続に関する技術面及び条件面の透明性・公正性・中立性を担保すべき。 ・まずは、NTTの次世代ネットワーク構築計画の仕様など詳細情報を速やかに開示すべき。
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代ネットワークとの相互接続に依存する他事業者が競争上不利を被ることのないよう、<u>次世代ネットワークのオープン化を決定するプロセス（設計・調達・設置）をルール化し規制対象とすべき。</u>

(4) 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の在り方

【役務区分を明確化すべきとの意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・一種指定設備の接続料を公正・妥当なものとするため、適切な接続会計により接続料の算定根拠を透明化する努力をさらに続けるべき。 ・この際、独占であった電電公社や電話時代から国民の資金を用いて構築しコストの大部分を占める端末系伝送路設備に関し、例えば端末系伝送路設備を電柱、管路、とう道、光ファイバ等のように設備区分を詳細化すべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・接続会計については費用分計方法を精緻化するとともに、指定電気通信設備の範囲について適宜適用範囲の見直しを行うべき。 ・IP化の進展に応じて、<u>共通費用を既存網とIP網との間でどのように配賦するのが適正であるのかについて慎重に検討することが必要</u>。また、IP化の進展により、複数のサービスで共有する設備の割合が高まることが想定されることから、サービス別の収支の作成及び公表の義務化などの対応についても検討が必要。
【その他】	
K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門と利用部門の会計分離は、制度的に存在。しかしながら、ガイドラインに規定する独占的な既存業務（いわゆる固定電話事業）と他の業務との会計分離については、制度的には存在しない。 ・公正競争を確保するための7条件中、「5 会計の分離等」の主旨である「独占的な既存業務と活用業務の内部相互補助の防止」のルールが機能しているのか、疑念。NTTのFTTH事業への既存の固定電話収入の流入は、公正競争上問題。 ・東西NTTの実質的支配権の及ぶ子会社（ネオメイトやマーケティングアクト等）についても、固定電話事業に関連した業務を受託している場合は、会計の分離（固定電話事業関連業務とそれ以外）を厳正に遵守させるべき。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が異なる場合、当然に会計は分離されているが、例えば一体的営業等に伴う広告、営業補助、人的協力及びブランドによる実質的費用の補助（金銭的取引がなくとも営業資源、人的資源等が融通されている場合等）が考えられる。 ・これまで考慮された会計の峻別が行われているか、またその開示ルールも含め一層の透明性、公平性の確保を要望。

(5) 接続料算定の在り方

1) PSTNの接続料の在り方

【現行のLRIC方式を維持すべきとの意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・一種指定設備であるNTT東西網のPSTN接続料算定にあたって担保されるべき条件は、<u>誰もが算定可能な透明性に加え、恣意性の介在する余地及び非効率性の排除</u>。これらの条件を担保しているのは現在のところLRICのみであり、<u>今後ともLRICを継続すべき</u>。 <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば以下の方式について議論する場合も、それぞれの性格や事情等を踏まえるべき。 <p>【プライスカップ方式】</p> <p><u>プライスカップ方式の議論では、ベースとなる費用方式についても併せて議論すべき。</u></p> <p>⇒英国BT等の実例と同様に、<u>初期値の設定を実績原価方式ではなく長期増分費用方式をベースとすべき。</u></p>

	<p>【ビルアンドキープ方式】</p> <p>ビルアンドキープ方式については、例えば同種の業態間におけるルール等として、議論を深めるべき。 ⇒議論が盛んな米国における以下のような状況も考慮して、様々な観点から総合的に議論すべき。 (米国における状況等)</p> <p>①固定／端末系事業者間や固定／中継事業者間、また移動体事業者間といった、同種の業態間だけで適用するルールではなく、これら種々の業態を問わず広く事業者全般に適用するルールとして検討されていること。</p> <p>②州内・州際といった米国特有の制度体系の複雑さ／一物二価等の解消。</p> <p>③その他考慮すべき課題例（基本料の値上げ、ユニバーサルサービス基金への拠出額の増加等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西のアクセス部門等を機能分離し、LRICによる接続料の透明性等を向上すべき。 ・実績原価方式における事後精算制度は、事業者の予見可能性担保等を踏まえ、その廃止を含め、在り方を検討すべき。
【現行のLRIC方式を見直すべきとの意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の固定電話トラフィックの減少は、市場環境の変化に伴う構造的な要因によるものであり、NTT東西の努力だけでは是正できるものではない。 ・固定電話サービスは、<u>長期増分費用方式の前提である「高度な新しい電気通信技術の導入によって大幅な効率が図られる」環境がなく、現実には投資単価や保守用物品コストの上昇等のスケールデメリットが発生する状況になっているため、サービス維持の観点から、長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みに見直すことを要望。</u>
【LRICを基本としつつ、今後算定方法を見直すべきとの意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・現行LRICモデルは、固定電話トラフィックの減少に伴い、今後、接続料が上昇していくことが見込まれているため、<u>接続料算定方法の見直しが必要</u>（例：IPベースLRIC、PSTN網トラフィックにIP網トラフィックを含めた形での接続料算定等）。 ・LRICは最も効率的なネットワークを構築した場合の経済合理性の高い接続料算定方式であり、非効率性が排除されていない実際費用方式との間で差分が発生するのは当然。そもそも、<u>非効率性の残された実際費用の負担を接続事業者に対して強いることを回避することがLRIC導入の目的の一つであったと理解。</u> ・したがって、仮にコスト未回収額が発生していたとしても、そのことがLRIC方式を見直すべき理由とはならない。また、<u>実際費用には独占事業者の非効率性に起因するコストが含まれており、現状においては接続料の算定方式を実際費用方式に戻すことは認められるべきではない。</u>
【次世代ネットワークの接続料についての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代ネットワークの接続料は、電話網とは別の接続料を設定することになるが、その場合、従来の電話のような完全従量制の接続料体系を前提とせず、<u>事業者間の協議により、ビルアンドキープ方式や定額料金等を含めた多様な可能性を検討する必要がある</u>と考えており、単純に現在の固定電話網の接続料と比較することはできない。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代ネットワークの接続料の算定についても、<u>長期増分費用方式は有力な選択肢。</u>

2) 光ファイバに係る接続料の在り方

【現行の光ファイバ接続料の見直しについての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバの接続料については、自ら光ファイバを構築するよりも借りの方が有利という仕組みの下では、投資インセンティブが働かず、公正かつ健全な設備競争を阻害することから、設備投資に対するフェアリターンを（適正な報酬を含めて）確保できるように現行ルールの見直しを要望。 光ファイバ接続料については、現時点において実績コストと予測コストの間に大幅な乖離が生じており、算定期間内に適正なコスト回収を図ることが困難であることから、早急な見直し（値上げ）が必要（1芯当たりコストの実績と予測の間に大幅な乖離が生じているのは、光ファイバの利用数の実績が予測を大幅に下回っていることが主な要因）。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西の設備管理部門は、光ファイバも含め適正な原価と報酬により安定的な収支を実現している（NTT東西の16年度の指定設備管理部門は黒字。利用部門よりも利益率は高い）。 光ファイバ整備の単年度投下コストと一定期間の平均値である接続料水準との比較といった近視眼的議論ではなく、算定期間全体、あるいは償却期間全体で費用回収可能かどうかといった観点で判断すべき（現行の光ファイバ接続料は、NTT東西自身が作成した将来需要と将来原価に基づき算定。透明・公正な手続で決定された認可料金）。
【将来原価方式の在り方についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 新規や今後相当程度の需要が見込まれるサービスの場合、将来原価方式を用いることは基本的に妥当。ただし、以下を考慮すべき。 <ol style="list-style-type: none"> ①将来原価方式では、事後精算（後年度コストへの繰越を含む。）を適用すべきではない。 ②需要の予測値と実績値との大幅な乖離により、算定期間中に接続料の見直しが必要となった場合、接続料見直し時から改めて将来原価方式を適用すべき（その際、算定期間を調整する等の方法により大きな水準変動を回避し、接続事業者の予見可能性を確保すべき）。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 将来原価方式に関して、需要予測の算定の方法や需要予測が一定の範囲を超えて外れた場合の事後措置の在り方につきルール化が必要。
【その他】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> NTTは、2010年度において、「現在の固定電話加入数ベース3,000万のお客様に対して光サービスを提供すること」を目標としている。その場合の光ファイバの芯線数については、法人向けの“占有型”、戸建・マンション向けの“共有型”等のサービス提供形態により、大きく左右されることから、現時点で芯線数ベースでの具体的な計画は策定していない。 平成17年度以降の1芯当たりコスト（費用及び稼働芯線数を含む。）は、現時点では算定していない。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> NTTは3,000万光化計画についての具体策を作っていないとのことであり、NTTに任せているだけでは、政府方針である2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消することは困難であるとする。

3) その他の検討事項

【スタックテストについての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 第一種指定電気通信設備を有する事業者／NTT東西のお客様料金と接続料については、スタックテストによる検証を継続すべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西の接続料と利用者料金との関係についての検証（スタックテスト）の結果を接続事業者が十分把握できるよう、可能な限り情

	報公開すべき。
N T T	・ ユーザ料金と接続料金との関係については、現在インピュテーションルール（ユーザ料金＞接続料金）により規制されているが、固定電話等成熟期のサービスに適用するのはともかく、F T T Hサービスのよう立ち上り期において需要喚起のために普及促進型の料金設定をせざるを得ないサービスにまで単純に適用して、現実のコスト以下（将来原価方式による）での接続料の設定を強制する現行のルールは、 <u>N T T東西に自らの事業リスク（赤字）に加えて利用ベースの競合事業者の事業リスクまでを負わせるものであり、競争政策上著しくバランスを失うことから、インピュテーションルールの適用の在り方を再検討することを要望。</u>
【その他】	
J : C O M	・ 多様化する事業形態・サービス形態に対応した、接続政策の検討が必要。 ① C A T V事業者のような地域複数事業者が実質的に一事業者を構成する場合の接続条件の整理 ② 接続に関するN T T機能使用時の費用負担方法の公正なルール改定（事業者間協議ではN T T主張が通りやすい）
N T T	・ 網改造料の按分方法については、N T T東西では、 <u>機能開発を要望する各事業者と協議しながら決めており、N T T東西の裁量次第との指摘は誤り。</u> ・ 費用負担について、 <u>資本関係のあるグループ全体で1事業者として取り扱う方向で関係事業者と協議を進めているところ。</u> ・ (携帯電話番号ポータビリティを念頭に) 事業者数按分を採用するときよりも相当なコスト増になる面があるため、使用頻度率負担等とすることは現実的ではない。

(6) 接続形態の多様化への対応の在り方

【相互接続性の確保、事業者間精算等のため一定のルールが必要との意見】	
K D D I	・ I P化により、ピアリングやトランジットの比率が高まりつつあるが、エンドエンドでの相互接続性の確保やサービス品質の維持については、 <u>事業者間の協議が基本。ただし、ボトルネック設備を保有し市場支配力を有する事業者との接続については、一定のルールが必要。</u>
ボーダフォン	・ ピアリングやトランジットの接続に係る事業者間精算については、 <u>標準的な事業者間精算手順の策定、事業者間精算料金をコストオリエンテッドとすることなどの基本原則の整備、I P網における支配的事業者の接続料に関する規制（総務大臣の認可制や接続約款の公表義務など）の継続などのルール設備について検討すべき（ルール化に際しては、必要に応じ、法制度の整備やガイドラインの策定などの対処が必要）。</u>
テレサ協	・ I P化に対応したネットワークの相互接続形態とコスト負担に関する最低限のルール策定を早期に検討する必要がある。
C I A J	・ 接続料金、インフラ使用等における事業者間の公平で健全な競争が肝要。

(7) MVNOを含む移動通信市場の競争促進の在り方

【MVNOの在り方に関し新たなルールは不要との意見】	
NTT	・移動通信サービスは技術革新のサイクルが短く、今後も4GやWiMAX等の新しい技術の導入が見込まれていることから、MVNOについては移動体通信事業者の投資インセンティブを阻害しないよう、これまでどおり各事業者がビジネススペースの自主的判断に基づいて行われるべき。
KDDI	・MNOとMVNOの協業は、①電波の開放促進と希少性の低減、②設備構築の容易性、③電波の有効利用等の理由により、 <u>ビジネススペースとすべき</u> 。
ボーダフォン	・MVNOの参入に当たっては、 <u>新たなルール作りは不要</u> 。MNO、MVNOそれぞれが負う電気通信事業法や電波法などの各種法令上の責務について、MVNOガイドライン等においてより具体的に記載するなど、既存ルールの明確化を図ることは有効。
【MVNOへの提供を義務化すべきとの意見】	
MCF	・MVNOへの提供義務化を検討すべき。

4. 今後の料金政策の在り方

(1) 料金政策に関する基本的視点

【事前の料金規制は原則不要とする意見】	
NTT	・今後発展していくブロードバンド市場においては柔軟かつ自由な料金設定を可能にして、新サービスの多様化と料金の低廉化を促進することが必要。したがって、事前に料金上の規制を課すことなく、弊害が生じた場合に、事後的に是正するアプローチが適当。
KDDI	・お客様料金に関しては、基本的には、各事業者の経営判断によるべき。 ・一方、健全な公正競争を促進し、お客様利便を向上させるため、特定の事項（例えば一種指定事業者／NTT東西のお客様料金と接続料の関係の検証、市場支配力を背景とした略奪的料金設定の防止）についてはお客様料金に関し一定のルールも必要。
ボーダフォン	・特定電気通信役務等の一部を除きデタリフ化を認めている現行の料金政策により、料金の多様化が実現され、利用者利便は向上していることから、 <u>デタリフ化の政策を維持すべき</u> 。 ・ビジネスモデルの多様化により、今後、バンドル料金、セット料金等の増加が見込まれるが、継続的・安定的なサービス提供を確保するため、 <u>デタリフ化政策を継続する中においてもコストに基づく適正な料金水準を維持することの必要性について各種ガイドライン等により明文化すべき</u> 。

(2) プライスキャップ規制の在り方

【現行のプライスキャップ規制を見直すべきとの意見】	
NTT	・現在プライスキャップ規制を受けているサービス（電話・専用）については、競争により既に料金の低廉化が進んできており、また、加入電話の基本料についても、ドライカップを利用した直収電話の参入により、ユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエ

	リアを除いて、競争市場であるとされたところであることから、 <u>プライスカップ規制の対象は、高コストエリアの加入電話の基本料等に限定することを要望。</u>
【その他】	
KDDI	・料金の届出制、デタリフ化の中、 <u>市場支配力を有する事業者の値上げ抑止の観点から、プライスカップ規制は有効に機能。しかしながら、本来は事業者間の競争が機能することによりお客様料金が決定されることが望ましい。</u>
ボーダフォン	・マイラインやドライカップを利用した電話サービスによる競争の進展などを考慮すると、 <u>プライスカップ規制の当初の目的である上限価格の規制は、その役割を終えつつあるのではないか。仮に見直しを行う場合には、市場支配的な事業者によるプライススクイズなども念頭において下限規制も含めた幅広い検討が必要。</u>

(3) 新しい料金体系への対応の在り方

【市場監視（モニタリング）についての意見】	
ボーダフォン	・行政による市場監視（モニタリング）の機能強化については、やり方によっては規制緩和の方向と逆行するため、 <u>基本的には望ましくない。むしろ、消費者や事業者から問題となる行為等について申告を可能とする制度を拡充することで対応すべき。</u>
J:COM	・公正競争に関する監視をリアルタイムで行う等、 <u>監視機能の更なる強化を要望。</u>
テレサ協	・総務省における市場監視のための組織規模の量的・質的拡大、 <u>行政の効率化・一元化行政を通じた市場監視能力の向上が望まれる。</u> ・市場監視機能の在り方としては、一般消費者の苦情相談窓口と同様に、 <u>事業者からの不公正取引に関わる相談及び情報に簡便かつ迅速に対応できる組織・機能であるべき。</u> ・事業者間においては証拠の確保が困難であることなどを考慮し、 <u>場合によっては行政において当該事業者に対する情報開示要求などによる事実確認や、仮に証拠が確保できなくても複数の同類の報告がある場合等は、当該事業者に対し注意喚起を行うなどの活動が考えられる。</u>
【その他】	
ボーダフォン	・電気通信事業分野以外からの内部相互補助などにより、競争事業者を不利な状況としうる価格設定を行うなどの <u>電気通信サービスの安定的な提供を阻害するおそれのある行為については、想定される行為を類型化し、禁止行為として明文化すべき。</u>
東京地婦連	・（消費者にとっての分かりやすさという観点から）「〇〇割引」といった方法を採用よりも、基本料金の値下げをすべき。また、料金体系が複雑すぎて、他社との比較が困難。 ・キャリア各社は、販売方法についても責任を持つべき。不招請勧誘や販売時の説明不足は新たな消費者被害を呼ぶ。

5. IP化の進展に対応した今後の政策課題

(1) ネットワークの中立性の確保の在り方

【通信網増強のためのコスト負担の在り方についての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ配信やP2P通信等が今後普及していくと考えられるが、設備構築コストの回収、ブロードバンドサービスのQoSの確保、エンドユーザの利用の公平性等の観点から踏まえて、これらのサービスを提供する上位レイヤー事業者とネットワーク事業者の間の費用分担の在り方を整理することが必要。 ・映像配信や双方向映像通信サービス等のブロードバンドサービスが発展していくためには、サービス品質の確保が必要であり、それを実現するネットワークの構築が必要であり、適正なコスト回収がなされなければ、ネットワークの構築・増強は進まず、結果として、ブロードバンドサービスの発展を阻害することになる。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・IP網上では、例えば特定のお客様によるリッチコンテンツ等がネットワークのキャパシティに影響を与えている実情あり。今後、こうした様々な利用形態も踏まえ議論を深めるべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に、通信網増強のためのコスト回収が不可能となった場合、インフラ構築事業者においては、安定的・継続的な事業運営が困難となり、最終的には利用者利便を阻害することにつながりかねない。よって、インフラ構築事業者が確実にコスト回収できるとともに、設備構築に向けたインセンティブが働くようなルール作りが必要。 ・IP化の進展により、今後レイヤー間の融合が加速化することも想定されますが、コンテンツレイヤーや通信サービスレイヤーなど、物理網レイヤー以外の事業者が、他社のネットワークを利用して自社のサービスを提供する場合に、ネットワークの利用に対して正当な対価が支払われない場合は、インフラ構築の意欲は減退するおそれがある。よって、インフラ構築事業者が、確実にコスト回収できるルール作りが必要。 ・例えば、一つの案としては、通信網増強による追加コストが発生した場合には、原則としてその費用発生を創出した原因者に対し当該費用の負担を求めるという方策が考えられるが、実現可能性の検証も含めて今後、詳細を検討。
ACCESS	<ul style="list-style-type: none"> ・設備面での競争は、投資意欲の維持の観点から新規設備の全面的な開放義務は実行すべきでなく、開放期限の設定等投資見合いの保護を担保する必要。 ・多額の設備投資を要するものについては、受益者負担の概念が必要であり、インフラ・タダ乗り論は排除すべき。

(2) 端末レイヤーにおける競争促進の在り方

【新たなルールは不要との意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・端末は、移動体を含め自由化されている。特段のルールは必要ない。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・端末レイヤーと他のレイヤーとの間のオープン性確保については、移動体通信事業者においてこれまで各種取組が行われてきており、現時点で新たなルールを策定する必要はないと認識。
【その他】	

M C F	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアメニュー以外のポータル利用のためのユーザが任意にアクセス先を登録できる専用ボタン（ホームボタン）の実装を義務化すべき。
-------	--

(3) 紛争処理機能の強化の在り方

【紛争処理機能の一層の強化等を求める意見】	
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理委員会の創設等、紛争処理メカニズムを整備した結果、<u>個別の紛争等が迅速に処理されてきたことは評価。</u> ・紛争処理メカニズムの存在自体が、事業者間協議を円滑化させ、紛争抑止にも効果を発揮。 ・今後、IP化の進展に伴うサービス・接続形態の多様化により、事業者間の紛争も従来の枠を超えた領域に広がることも想定されることから、紛争処理メカニズムには、<u>競争評価スキームとの横断的な連携（紛争処理委員会のオブザーバー参加）等、市場の変化に即応できる仕組みの検討が必要になる。</u>また、<u>紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められてくる。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者間の紛争処理メカニズムにおいて、より公正な紛争処理を実現するために、<u>電気通信事業の運営や経済学等に関する専門的能力を強化するなど、機能拡充を図るべき。</u> ・加えて、事前防止策として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「<u>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</u>」において、<u>IP化の進展により発生すると想定される問題行為を追記・明文化することも有効。</u>
J : COM	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理事案の範囲拡大や既に発生している問題点を抽出することも有効。
【意見申出制度を拡充すべきとの意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省や公正取引委員会への意見申出制度の拡充（例えば、手続きの簡素化等より使いやすいものとする）を要望。 ・また、申出があった場合には、問題の拡大を防ぐ為にも迅速な処置が望まれるところであり、早期対応可能となるよう<u>専門部署の設置や人員の確保に加え、総務省と公正取引委員会の連携を強化することなどの対策を講じることを要望。</u>

(4) ユニバーサルサービス制度の在り方

【ユニバーサルサービス制度の在り方について検討が必要との意見】	
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> ・IP化が本格的に進展することが見込まれる2010年代初頭においても、地域特性等によってPSTNに依存するお客様が相当程度存在すると見込まれ、こうしたユーザに対して維持すべきコミュニケーション手段の範囲や具体策については、ユニバーサルサービスの在り方として以下の点を勘案しつつ総合的に最善の策を検討すべき。 ①普及拡大している携帯電話による代替可能性 ②お客様にとって従前のPSTNと同じ使い勝手に利用可能なIP電話サービス（例：当社のメタルプラス）の活用 ③国と地方を含めた役割分担 等 ・<u>ユニバーサルサービスの維持とデジタル・ディバイドの解消は分けて議論する必要あり。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・IP化の進展に応じたユニバーサルサービスの在り方について<u>早期に見直しを開始すべき。</u>

(5) 市場退出ルールの在り方

【経営破綻時の接続料の回収、接続義務の在り方について検討すべきとの意見】	
NTT	・昨今の市場ニーズの急激な変化、競争の激化等に加え、事業参入・退出規制の緩和等も相俟って、接続事業者が経営破綻し接続料が回収不能となる事例が多発しているため、例えば、事業者ごとの信用度等に応じて、接続料の前払いや預託等により接続事業者に予め負担していただくとともに、結果的に貸倒れが生じた場合には接続料に当該貸倒れを加味する等のルール整備を要望。
ボーダフォン	・接続事業者において経営破綻が生じた場合の接続義務の在り方についても検討が必要。

(6) その他行政に求められる事項

テレサ協	・総務省における市場監視のための組織規模の量的・質的拡大、行政の効率化・一元化行政を通じた市場監視能力の向上が望まれる。
C I A J	・我が国の国際競争力強化について検討の場を設けてはどうか。
ボーダフォン	・英国におけるNGN移行の取組を参考に、公平な環境整備を実現する上で、総務省に必要な対処を要望。

※各意見は、事務局において趣旨を損なわない範囲で要約等を行っている。